

八街市協働のまちづくり職員研究会設置要領

1. 設置の目的

八街市において協働のまちづくりを推進するため、八街市職員自らが自主的かつ柔軟な発想等により調査・研究を行うことを目的に、八街市協働のまちづくり職員研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

2. 所掌事務

研究会は、次の業務を行う。

- ①八街市における協働に関する事例・課題等についての調査・研究
- ②八街市の協働のあり方・協働型事業についての検討
- ③協働条例等についての検討
- ④協働のまちづくりに関する職員研修会・市民講演会等への参加
- ⑤所属する部課等との各種調整
- ⑥八街市協働のまちづくり検討会への構成員としての参加
- ⑦その他協働に関する事項について

3. 組織

(1) 研究会は、所属長の推薦により次に掲げる課等の職員（各1名）をもって組織する。

- ①総務部秘書広報課
- ②総務部総務課
- ③総務部企画課
- ④総務部防災課
- ⑤市民部社会福祉課
- ⑥市民部障がい福祉課
- ⑦市民部高齢者福祉課
- ⑧市民部児童家庭課
- ⑨市民部健康管理課
- ⑩経済環境部農政課
- ⑪経済環境部商工課
- ⑫経済環境部環境課
- ⑬建設部道路河川課
- ⑭建設部都市計画課
- ⑮建設部都市整備課
- ⑯議会事務局

- ⑰教育委員会庶務課
- ⑱教育委員会学校教育課
- ⑲教育委員会社会教育課
- ⑳教育委員会中央公民館
- ㉑教育委員会スポーツ振興課
- ㉒教育委員会図書館

- (2) 会長は、組織内職員の互選により決定し、副会長は、会長が指名する。
- (3) 会長が必要があると認めるときは、(1) 以外の職員を組織に加えることができる。
- (4) 人事異動等やむを得ない事情により、組織内職員を変更する必要がある場合には、所属長は速やかに新たな職員を推薦しなければならない。

4. 組織の運営

- (1) 会長は、研究会を招集し、会務を総括する。
- (2) 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

5. 組織の解散

調査・研究を終え、最終的に協働のまちづくりに関する仕組みや推進計画等について、別に設立する検討会及び協議会とともに検討を行い、市長に提言書等が提出された時は、本組織会議において諮り、本組織を解散するものとする。

6. 庶務担当

研究会の庶務は、総務部企画課企画統計班において処理する。

7. その他

この要領に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から実施する。

附 則 (平成25年4月15日起案決裁)

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附 則 (平成25年9月13日起案決裁)

この要領は、平成25年10月1日から実施する。